

奈良育英中学校・高等学校 いじめ防止対策基本方針

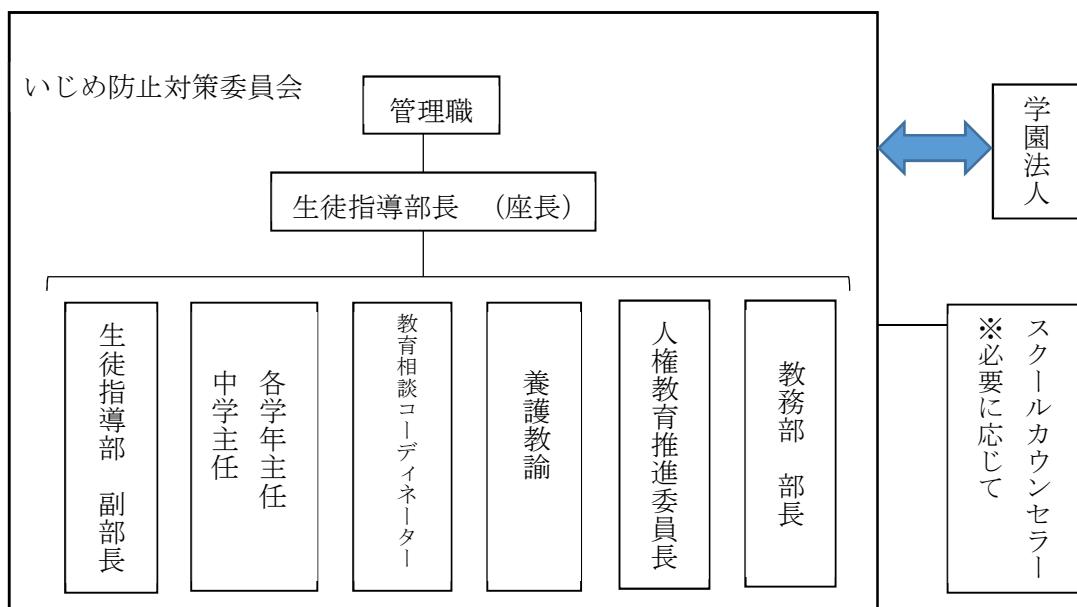
1. 主旨

いじめ防止対策推進法（平成25年6月21日制定 同年9月28日施行）を受け、奈良育英中学校・高等学校（以下、本校）におけるいじめ防止対策基本方針を策定する。

本校では、すべての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識をもとに、①いじめをさせない（いじめの防止）、②いじめを見逃さない（いじめの早期発見）、③いじめを許さない（いじめに対する措置）を柱とし、いじめ防止等のための対策を具体的かつ効果的に推進することを目的とし基本方針を策定し、『いじめのない学校』づくりを目指す。

そのために、いじめ防止対策委員会の設置し、年間計画作成、行動マニュアルの作成、事象検証、取り組み内容や方法の再提案を委員会で行う。

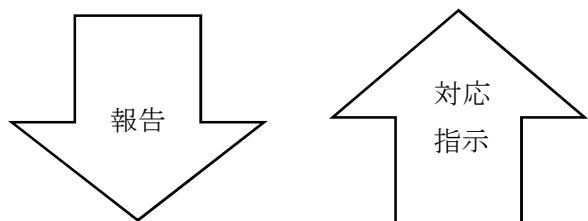
2. 組織



○ 役割

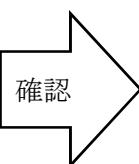
- (1) 未然防止の推進など本校基本方針に基づく取り組みの実施・進捗状況の確認・定期的検証
- (2) 教職員の共通理解と資質向上
- (3) 生徒・保護者地域に対する情報発信と意識啓発・意見聴取
- (4) 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- (5) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- (6) 発見されたいじめ事案への対応
- (7) 学園法人との連携
- (8) 必要に応じて県教育委員会に報告

3. 行動マニュアル



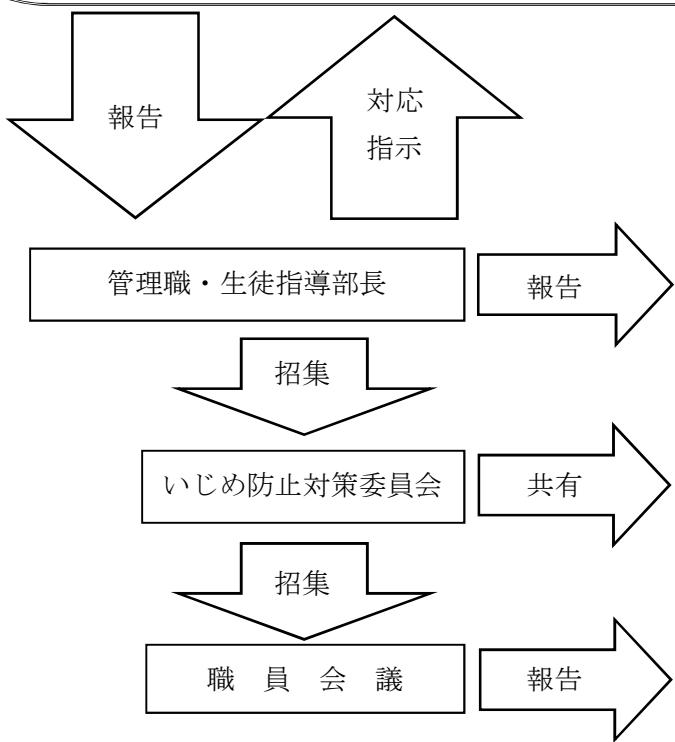
- ・初動が重要
- ・迅速に対応
- ・精度を上げるため正確に対応

学年主任・担任・副担任・教科担当者・部活動顧問等と正確な事実と情報共有



- ・被害生徒や加害生徒からの聞き取り
- ・周辺生徒から情報収集
- ・保護者との連携

※全職員が協力かつ、迅速に対応することで速やかに事態の終息に努める。



- ・重大事態については速やかに県教育委員会へ一報
- ・対応可能な事案については迅速に取り組む

- ・事象内容確認
- ・教職員の役割分担、指導方針の決定
- ・保護者、各種機関との連携（必要に応じて）

- ・事象内容、指導方針、役割分担を全職員で共有
- ・拡大防止と事態の収束のための指導に迅速に取り組む

対応

報告、連絡、相談、記録を徹底しながら具体的に指導、支援を行う

聞き取り内容、指導（支援）内容は、すべて個人カードに記録を取る。

※注意点・留意点

事象の発見・相談を受けた時

- ・聴き取り内容はすべて個人カードに記録する
- ・学年主任に速やかに報告
- ・一人で抱え込まない
- ・話を聞くときは二人以上
(特に異性の聞き取りの際は細心の注意を払う)
- ・保護者との連携

被害生徒への対応

- ・被害状況確認
- ・プライバシーの保護
- ・被害者を守る姿勢
- ・保護者への説明と保護者の考えを確認

加害生徒への指導

- ・いじめは許されない行為であること
- ・相手に行った行為の重大性
- ・加害者の心理的背景
- ・保護者との連携

クラス等傍観生徒への指導

- ・傍観している=加害者になりうる(いじめを認めている)
- ・被害者の心理的状況(心の痛み)
- ・なぜいじめの事実が起ったか
- ・保護者への説明と保護者の考えを確認

追跡

- ・一度の指導で改善と思い込まない
- ・全職員と共有を図り、指導後の状況を確認
- ・保護者との連携を継続して行う
- ・保護者への説明と保護者の考えを確認

4. 年間計画

	4月	5月	6月	7月
会議	職員研修 対策委員会①			
未然防止	人との関わりHR 個別面談（全生徒）			
早期発見		生徒いじめアンケート調査①	個別面談（アンケートを基に）	三者懇談（連絡会）
	9月	10月	11月	12月
会議				
未然防止	個別面談（全生徒）	※いじめ撲滅HR		
早期発見		生徒いじめアンケート調査②	個別面談（アンケートを基に）	三者懇談（連絡会）
	1月	2月	3月	
会議			対策委員会② 年度総括	
未然防止	個別面談			
早期発見		生活実態調査 (1年間の振り返り)		

◎必要に応じて委員会は行う。

◎HRは人権推進委員と連携を図り、必要に応じて各学期内でも行う。

5. その他

いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、毎年3月のいじめ防止委員会において点検し、必要に応じて見直しを行い、次年度の新年度準備会議において更新する。